

保険医療機関

生活保護法による指定病院

労働災害補償法による指定病院

精神保健福祉法による指定病院

精神保健福祉法による応急入院指定病院

自立支援医療適応医療機関 (精神通院医療、育成医療、更生医療、腎臓)

保険医療機関として次の施設基準の届出を行っています。

令和7年6月1日現在

【入院基本料】

* 地域一般入院料 3 (15対1) ・・・ 「A8病棟」 (一般入院) 第129号

「一般病棟では入院患者様15人に対して1人の看護師・准看護師を配置しています。」

* 精神病棟18対1入院基本料 ・・・ 「A4、B1、C1、C3各病棟」 (精神入院) 第129号

「精神病棟では入院患者様18人に対して1人の看護師・准看護師を配置しています。」

* 療養病棟入院基本料 1 ・・・ 「A6、A7各病棟」 (療養入院) 第61号

「療養病棟では入院患者様20人に対して1人の看護師・准看護師を配置しています。」

【特定入院料】

* 緩和ケア病棟入院料 2 ・・・ 「A3病棟」 (緩2) 第2号

「緩和ケア病棟では入院患者様7人に対して1人の看護師を配置しています。」

* 精神科急性期治療病棟入院料 1 ・・・ 「A5病棟」 (精急1) 第11号

「精神科急性治療病棟では入院患者様13人に対して1人の看護師を配置しています。」

* 精神療養病棟(重症者加算1・2) ・・・ 「B3、B4、B5、B6各病棟」 (精療) 第15号

「精神療養病棟では入院患者様15人に対して1人の看護師・准看護師及び看護補助者を配置しています。」

* 認知症治療病棟1・認知症夜間対応加算 ・・・ 「B2病棟」 (認知1) 第12号

「認知症治療病棟では患者様20人に対して1人の看護師・准看護師と25人に対して1人の看護補助者を配置しています。」

「夜間は 看護職員、看護補助者3人以上を配置しています。」

【入院基本料等加算】

*精神科急性期医師配置加算 (精急医配) 第12号・・・「A5病棟」

「精神科急性期治療病棟では患者様16人に対して1人の医師を配置しています。」

*看護補助加算1・看護補助体制充実加算1 (30対1) ・・・「A8病棟」 (看補) 第152号

*看護補助加算1・看護補助体制充実加算2 (30対1) ・・・「A5病棟(精)」 (看補) 第157号

「A8病棟、A5病棟では入院患者様30人に対して1人の看護補助者を配置しています。」

*看護補助加算2・看護補助体制充実加算2 (50対1) ・・・「A4、B1、C1、C3各病棟」 (看補) 第157号

「精神病棟では入院患者様50人に対して1人の看護補助者を配置しています。」

*看護配置加算 ・・・「A8病棟」「A5病棟」 (看配) 第212号

*療養環境加算 (療) 第40号、41号・・・「A4、A5(精)、A8各病棟」

*療養病棟療養環境加算1 (療養1) 第47号・・・「A6、A7各病棟」

*重症者等療養環境特別加算 (重) 第69号・・・「A8病棟」

*精神科地域移行実施加算 (精移行) 第7号・・・「A4、B1、B3、B4、B5、B6各病棟」

*精神科身体合併症加算管理加算 (精合併加算) 第21号・・・「A5、B2各病棟」

*感染対策向上加算3・連携強化加算・サーベイランス強化加算 (感染対策3) 第12号・・・全病棟

*依存症入院医療管理加算 (依存管理) 第2号・・・「A4、A5、B1、C1、C3各病棟」

*摂食障害入院医療管理加算 (摂食障害) 第6号・・・「A4、B1、C1、C3各病棟」

*精神科救急搬送患者地域連携受入加算 (精救急受入) 第9号・・・「A4、B1、B2、B3、B4、B5、B6、C1、C3各病棟」

*診療録管理体制加算3 (診療録3) 第81号・・・「A4、A6、A7、A8、B1、C1、C3各病棟」

*データ提出加算1・データ提出加算3 イ (データ提) 第79号・・・全病棟

*後発医薬品使用体制加算3 (後発使3) 第47号) ・・・「A4、A8、B1、C1、C3各病棟」

【特掲診療料】

- *薬剤管理指導料（薬）第117号
- *検体検査管理加算（II）（検II）第22号
- *無菌製剤処理料（菌）第39号
- *運動器リハビリテーション（II）（運II）第255号
- *精神科作業療法（精）第10号
- *精神科ショート・ケア「大規模なもの」（ショ大）第5号
- *医療保護入院料等診療料（医療保護）第8号
- *人工腎臓（人工腎臓）第16号
- *透析液水質確保加算（透液水）第62号
- *下肢末梢動脈疾患指導管理加算（肢梢）第34号
- *治療抵抗性統合失調症治療指導管理料（抗治療）第6号
- *こころの連携指導料（II）（こ連指II）第2号
- *通院・在宅精神療法の療養生活継続支援加算（療活継）第5号
- *入院ベースアップ評価料（入ベ13）第2号
- *検体検査管理加算（I）（検I）第24号
- *CT撮影（16列以上）（C・M）第145号
- *脳血管リハビリテーション（III）（脳III）第26号
- *呼吸器リハビリテーション（II）（呼II）第19号
- *精神科デイ・ナイト・ケア（デナ）第8号
- *精神科デイ・ケア「大規模なもの」（デ大）第4号
- *導入期加算1（導入1）第14号
- *ハイリスク妊産婦連携指導料2（ハイ妊連2）第10号
- *外来・在宅ベースアップ評価料（外在ベI）第145号

【食事】

入院時食事療養費（I）・入院時生活療養（I）（食）第39号

管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

（食事時間：朝食 7:00 昼食 11:30 夕食 18:00）

【その他】

*酸素購入価格の届出（酸単）第10217号

【歯科】

- *CAD/CAM冠（歯CAD）第689号
- *歯科外来・在宅ベースアップ評価料I（歯外在ベI）第51号
- *補綴管理料（補管）第593号

【看護職員等配置数の情報提供】

A-3 病棟（20床）

当病棟では1日9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員1人当たりの受け持ちは、4人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当たりの受け持ちは10人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員1人当たりの受け持ちは10人以内です。

看護職員の看護師比率は100%です。

A-4 病棟（32床）

当病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と2人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員1人当たりの受け持ちは8人以内です。看護補助者の受け持ちは16人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当たりの受け持ちは16人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員1人当たりの受け持ちは16人以内です。

看護職員の看護師比率は40%以上です。

A-5 病棟（48床）

当病棟では1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員1人当たりの受け持ちは6人以内です。看護補助者の受け持ちは10人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当たりの受け持ちは24人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員1人当たりの受け持ちは24人以内です。

看護職員の看護師比率は40%以上です。

A-6 病棟（55床）

当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と9人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ちは7人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ちは55人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ちは55人以内です。

看護職員の看護師比率は20%以上です。

A-7 病棟（60床）

当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と9人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時から夕方17時まで看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ちは8人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。

看護職員の看護師比率は20%以上です。

A-8 病棟（55床）

当病棟では1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員1人当たりの受け持ちは7人以内です。看護補助者の受け持ちは10人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当たりの受け持ちは28人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員1人当たりの受け持ちは28人以内です。

看護職員の看護師比率は70%以上です。

B-1 病棟（60床）

当病棟では1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員1人当たりの受け持ちは8人以内です。看護補助者の受け持ちは15人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当たりの受け持ちは30人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員1人当たりの受け持ちは30人以内です。

看護職員の看護師比率は40%以上です。

B-2 病棟（60床）

当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員1人当たりの受け持ちは8人以内です。看護補助者の受け持ちは10人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当たりの受け持ちは60人以内です。看護補助者の受け持ちは30人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員1人当たりの受け持ちは60人以内です。看護補助者の受け持ちは30人以内です。

看護職員の看護師比率は20%以上です。

B-3 病棟（60床）

当病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは15人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。

看護職員の看護師比率は20%以上です。

B-4 病棟（60床）

当病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは15人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。

看護職員の看護師比率は20%以上です。

B-5 病棟（60床）

当病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは15人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。

看護職員の看護師比率は20%以上です。

B-6 病棟（60床）

当病棟では1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは15人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員および看護補助者1人当たりの受け持ちは60人以内です。

看護職員の看護師比率は20%以上です。

C-1 病棟（77床）

当病棟では1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員1人当たりの受け持ちは7人以内です。看護補助者の受け持ちは16人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当たりの受け持ちは39人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員1人当たりの受け持ちは39人以内です。

看護職員の看護師比率は40%以上です。

C-3 病棟（73床）

当病棟では1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで看護職員1人当たりの受け持ちは7人以内です。看護補助者の受け持ちは15人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当たりの受け持ちは37人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで看護職員1人当たりの受け持ちは37人以内です。

看護職員の看護師比率は40%以上です。